

障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の概要

求職障害者の就職の実現を図るため、都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。



※職業能力開発促進法第15条の7第3項に基づき実施

＜対象者＞ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者

- ・ 障害者手帳を有する者
- ・ 医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

＜訓練内容＞

- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6.4万円又は9.6万円が上限

＜訓練コース＞

- ① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得） ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
- ③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
- ④ 特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
- ⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）



実施に当たっては、

- ・ 障害者団体
- ・ 特別支援学校
- ・ 福祉・医療・保健機関
- ・ 労働局・ハローワークと適宜連携

